

配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果 < 概要 >

1 調査目的

配偶者から暴力を受けた被害者の自立を支援することは、被害者の保護の重要な内容の一つであり、国及び地方公共団体は、被害者の自立を支援する責務を負っていることが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定されている。

配偶者からの暴力の被害者がどのような状況に置かれているか、自立や心身の健康回復のためにどのような支援を望んでいるか、また、どのような支援を活用したのか等についての状況を把握し、配偶者からの暴力の被害者の心身の健康を回復させ、自立した生活を促進するために必要な支援策の検討に資する。

2 調査項目

- ・ 配偶者や交際相手からの暴力の被害経験
- ・ 保護命令の申し立て
- ・ 避難施設の一時的な利用
- ・ 現在の状況
- ・ 配偶者等と離れて生活を始めるにあたっての困難
- ・ これまでに利用した支援 等

3 調査対象

配偶者等から暴力を受けた者で、現在自立して生活している者、又は自立に向けて生活している者

4 調査時期

平成 18 年 10 月 25 日～11 月 27 日

5 調査方法

郵送調査

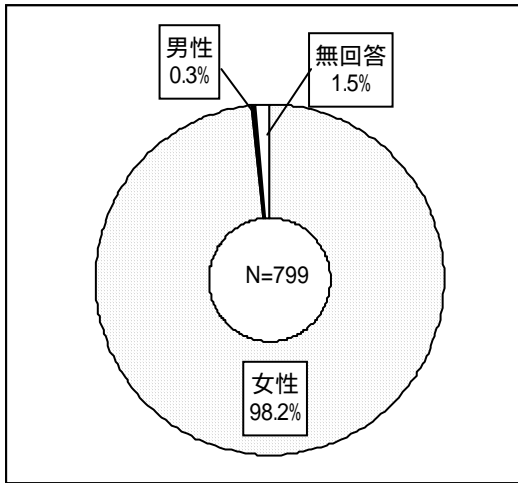
配偶者暴力相談支援センター、一時保護委託契約施設（婦人保護施設、母子生活支援施設、民間団体）、民間シェルター等を通じて調査票を配布し、回収は返信用封筒にて内閣府あてに直接返送してもらった。

6 回収状況

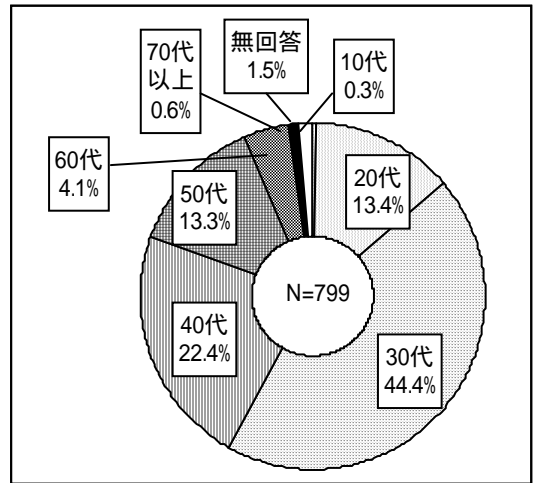
有効回答数 799 人

7 回答者の属性

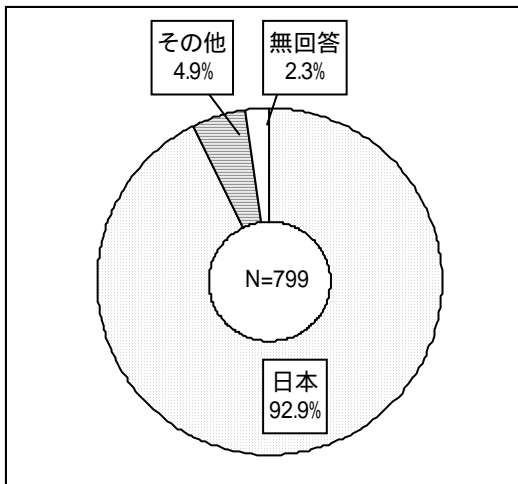
(1) 性別



(2) 年代

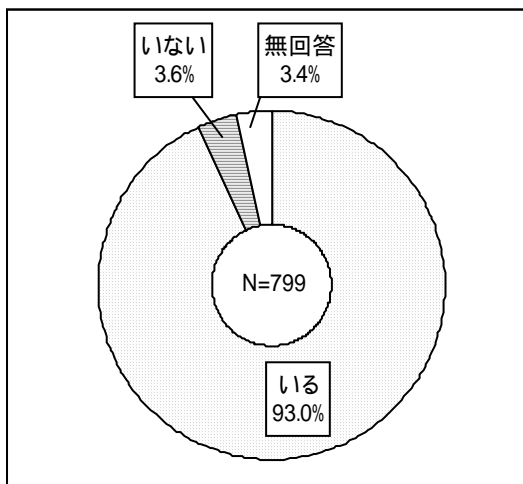


(3) 国籍

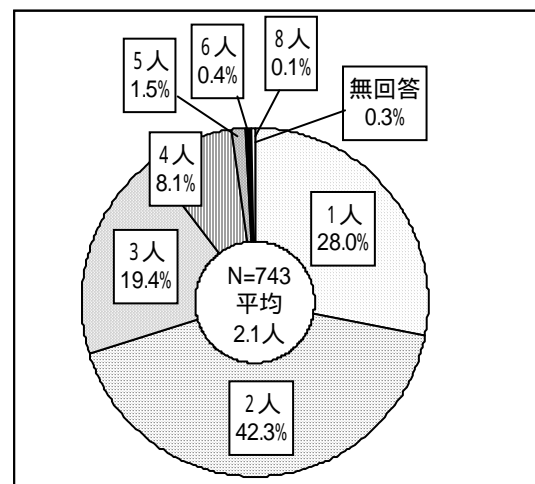


「その他」(4.9%)は、「フィリピン」(23人)「中国」 「タイ」(各4人)「韓国」(3人)「台湾」「ロシア」「ガーナ」(各1人)「国名無回答」(2人)という回答があった。

(4) 子どもの有無

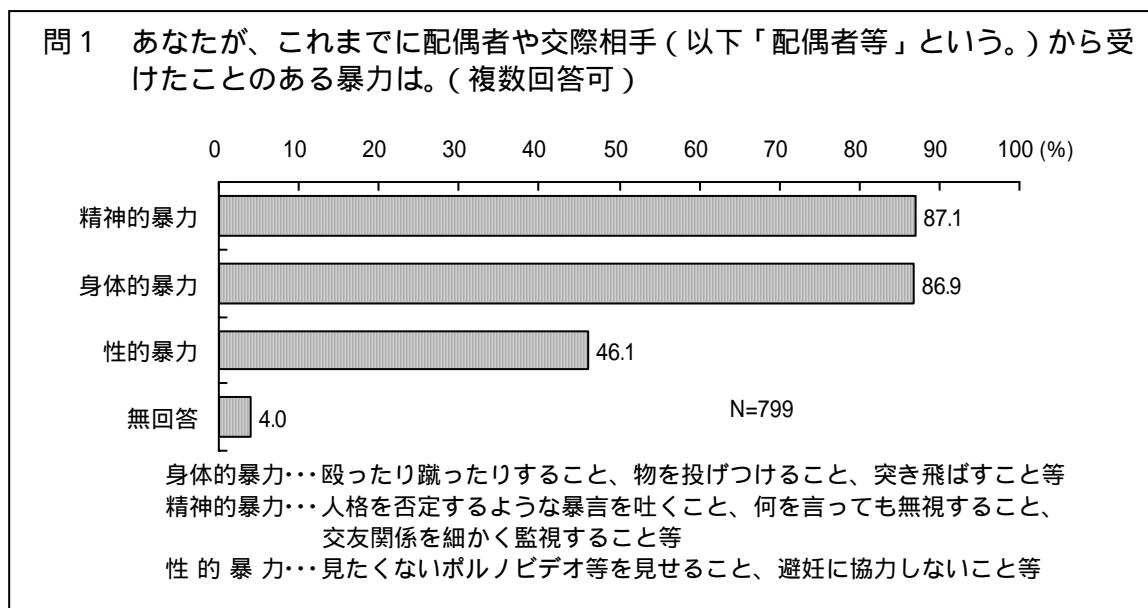


(5) 子どもの人数



8 主な調査結果

(1) 配偶者等から受けたことのある暴力

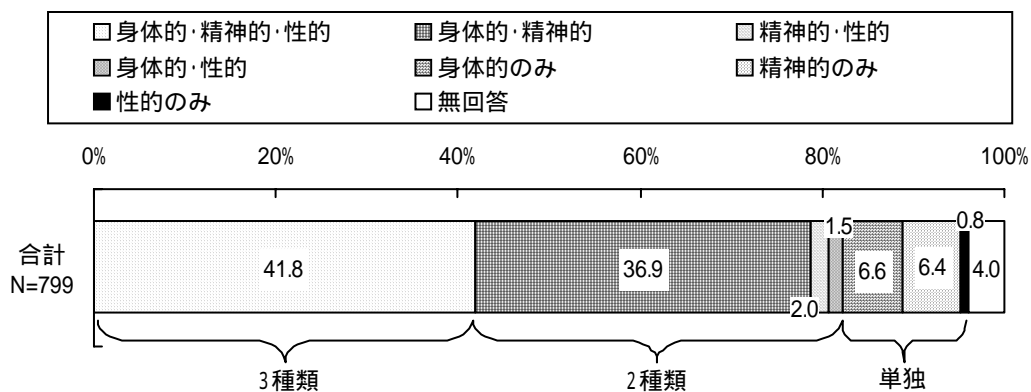


この調査での「配偶者」は、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。

これまでに配偶者や交際相手から受けたことのある暴力は、「精神的暴力」(87.1%)、「身体的暴力」(86.9%)が多くなっている。

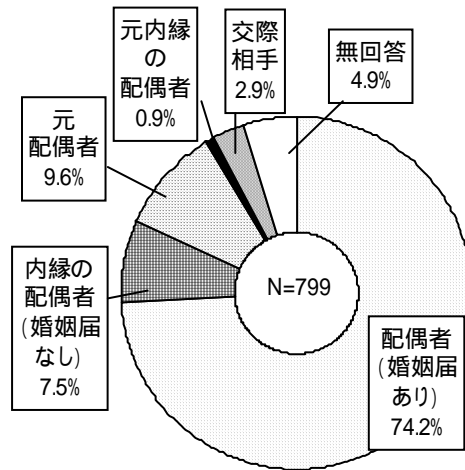
配偶者等から受けた暴力の重複についてみると、「身体的暴力・精神的暴力・性的暴力」の3種類を受けた人が最も多く(41.8%)、次いで「身体的暴力・精神的暴力」(36.9%)となっている。

【配偶者等から受けた暴力の重複】



(2) 暴力を振るった相手との関係

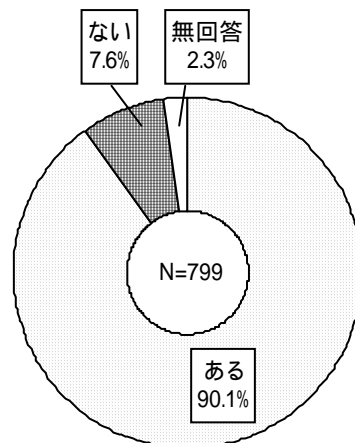
問2 あなたに暴力を振るった相手は、当時、あなたとどのような関係にありましたか。



暴力を振るった相手との関係は、「配偶者 (婚姻届あり)」(74.2%) が最も多く、回答者の4人中3人は婚姻届を出した配偶者から暴力を受けていた。

(3) 暴力による怪我や精神的不調をきたしたことの有無

問3 あなたは、配偶者等からの暴力により、怪我をしたり、精神的に不調をきたしたことがありますか。

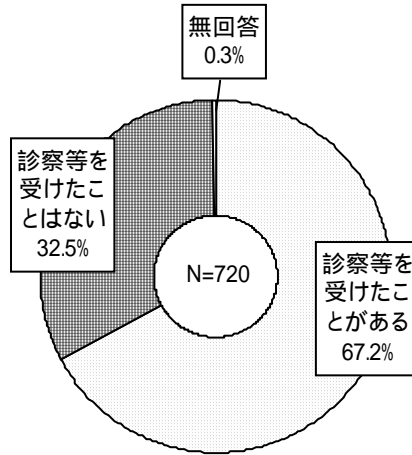


配偶者等からの暴力により、怪我をしたり、精神的に不調をきたしたことの有無について、「ある」(90.1%) が9割を占めている。

(4) 医師の診察等を受けたことの有無

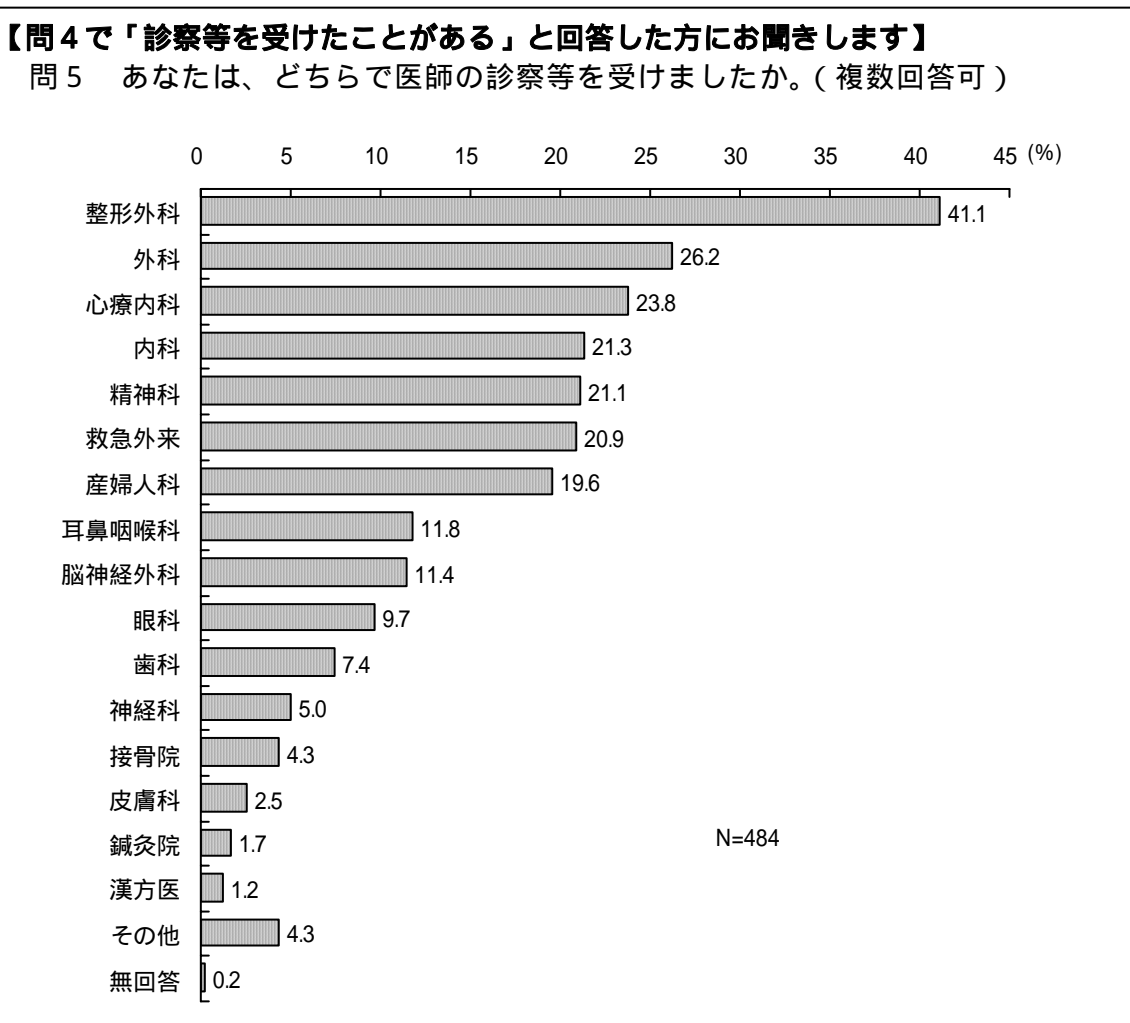
【問3で「ある」と回答した方にお聞きします】

問4 あなたは、暴力による怪我や精神的不調について、医師の診察等を受けたことがありますか。



配偶者等の暴力を受けた後、医師の「診察等を受けたことがある」人は 67.2%で、暴力により、怪我をしたり、精神的不調をきたしたことがある人の7割近くは診察を受けている。

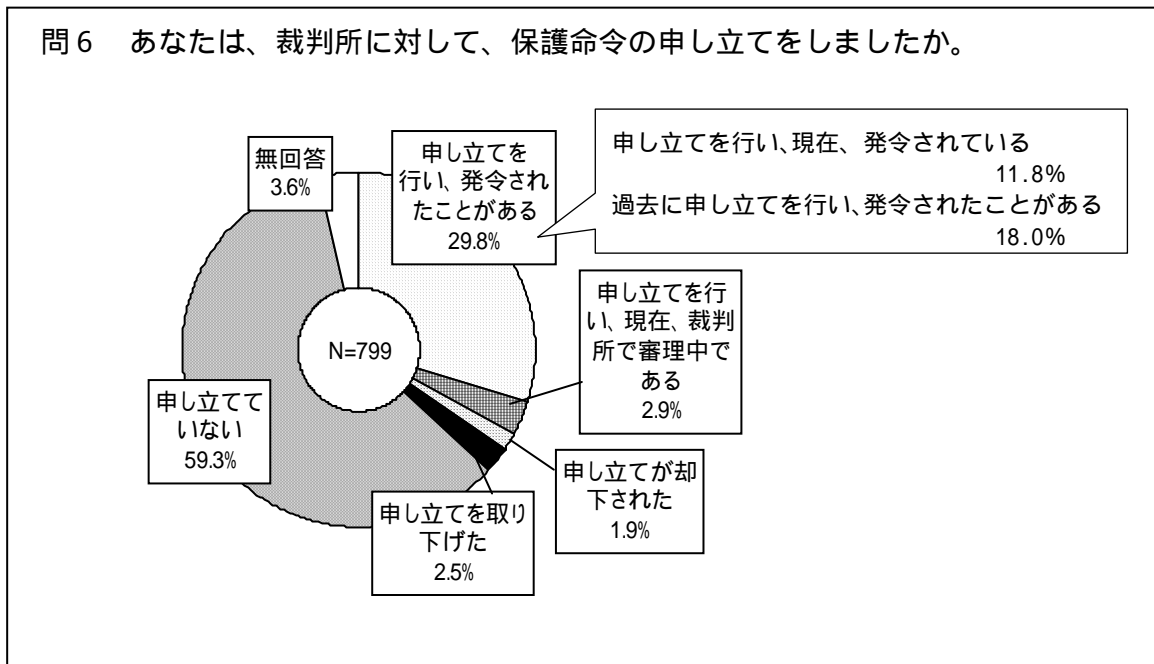
(5) 治療を受けた診察科



「整形外科」(41.1%)が最も多く、以下「外科」(26.2%)、「心療内科」(23.8%)、「内科」(21.3%)、「精神科」(21.1%)、「救急外来」(20.9%)、「産婦人科」(19.6%)等となっている。その他には「カウンセリング」(5件)、「口腔外科」(3件)等の回答があった。

この質問に答えた484人の回答数の合計は1,129で、治療を受けた診療科が複数ある人は484人中301人。一人当たり平均2.3科を受診している。

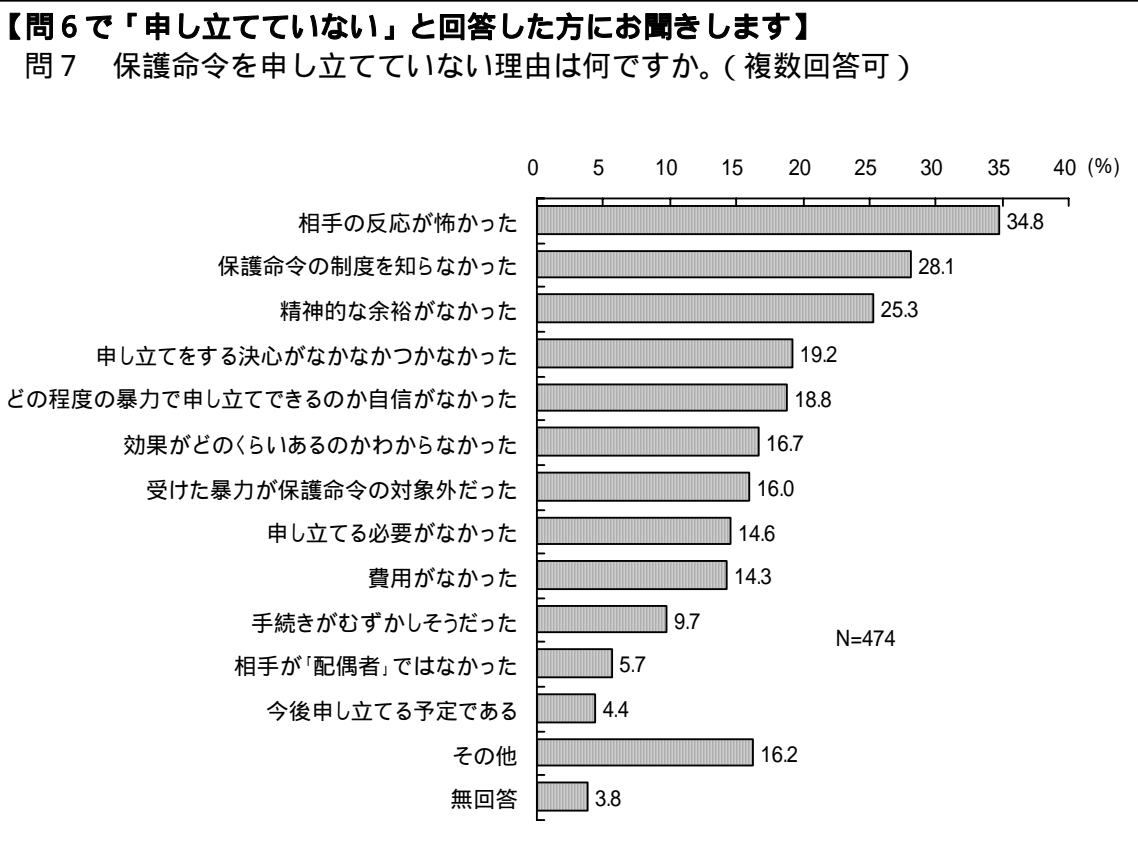
(6) 保護命令の申し立て状況



裁判所に対する保護命令の申し立ての有無について、「申し立てしていない」人（59.3%）は約6割となっている。

「申し立てを行い、発令されたことがある」人（29.8%）は約3割となっており、このうち、「申し立てを行い、現在、発令されている」人は11.8%、「過去に申し立てを行い、発令されたことがある」人は18.0%となっている。

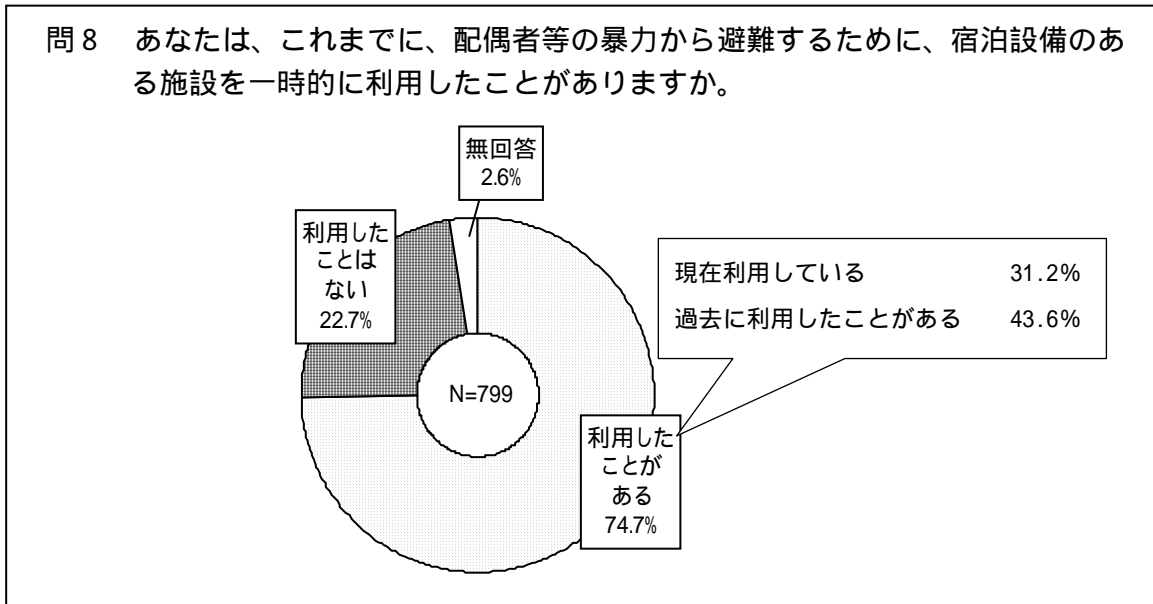
(7) 保護命令を申し立てていない理由



保護命令を申し立てていない理由は、「相手の反応が怖かったから」(34.8%)が最も多く、以下「保護命令の制度を知らなかったから」(28.1%)、「精神的な余裕がなかったから」(25.3%)等となっている。

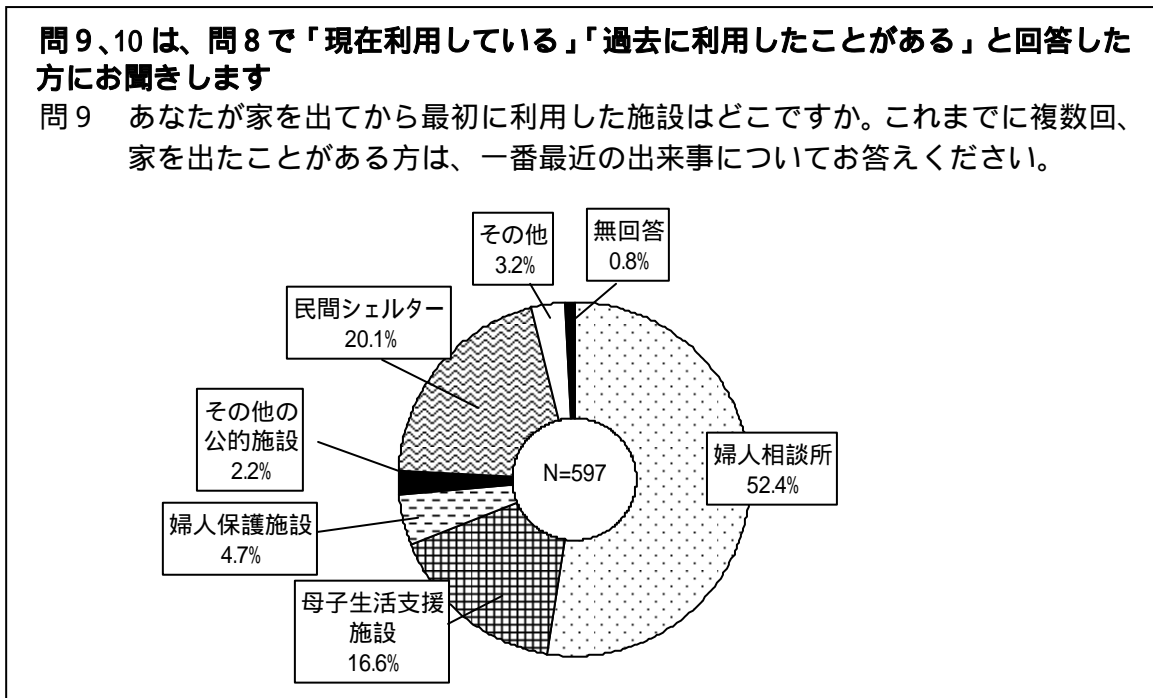
「その他」には「保護命令の制度がなかったから」(14件)、「相手に自分の居場所がわかってしまうから」(4件)、「子どもに被害が及ぶかもしれないから」(4件)等の回答があった。

(8) 一時的な宿泊設備のある施設の利用状況



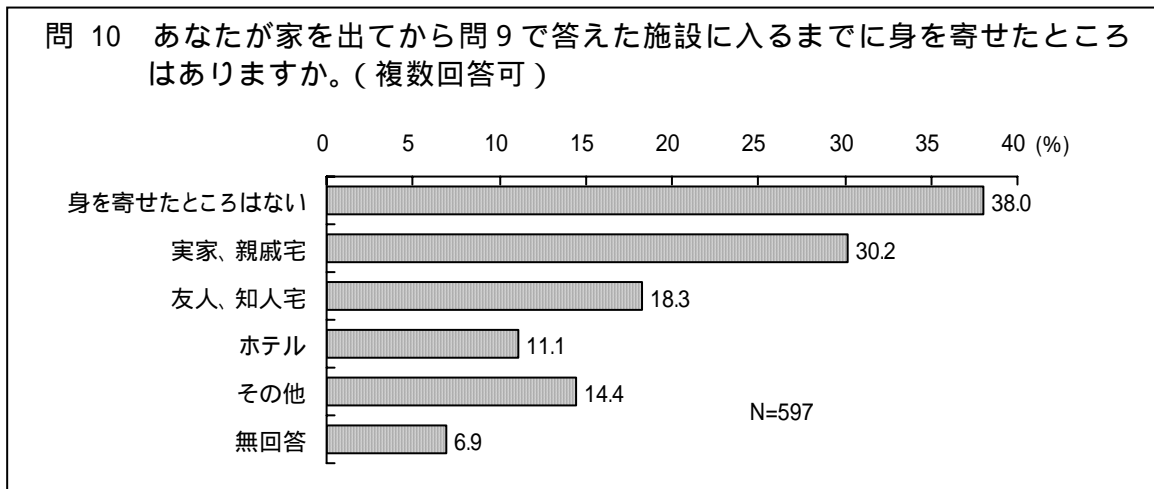
配偶者等の暴力から避難するため、宿泊設備のある施設の利用について、「利用したことがある」人が74.7%で、回答者の4人中3人は利用したことがある。「利用したことがある」(74.7%)のうち、「現在利用している」人は31.2%、「過去に利用したことがある」人は43.6%となっている。

(9) 家を出てから最初に利用した施設



最初に利用した施設は、「婦人相談所」(52.4%)が最も多く、次いで「民間シェルター」(20.1%)となっている。

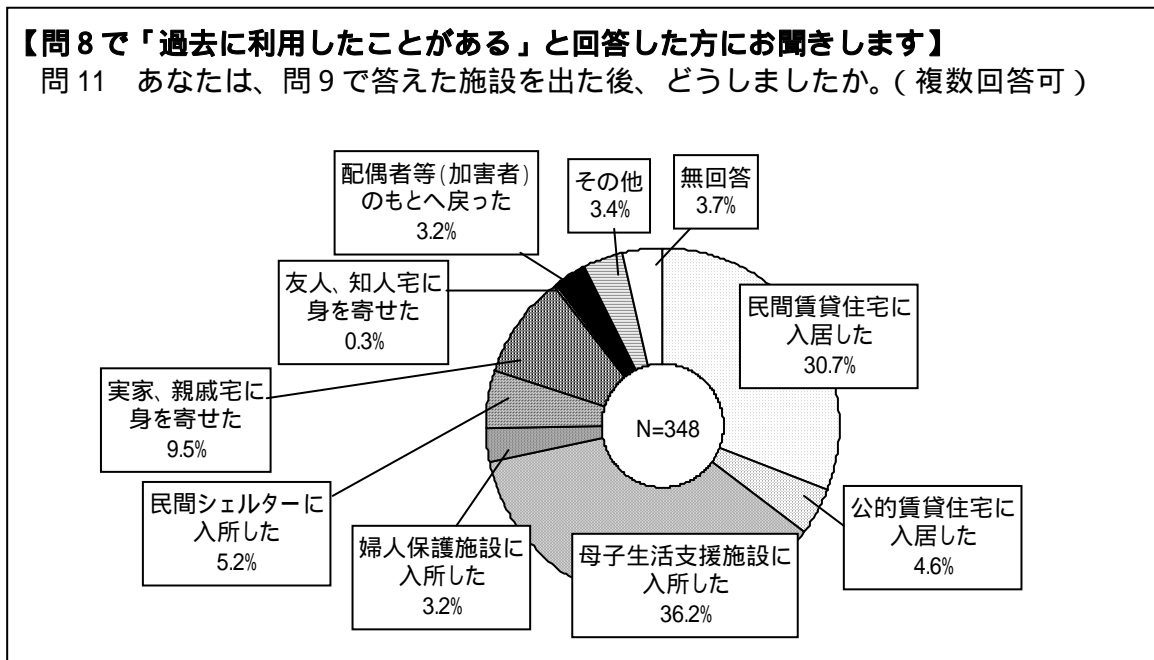
(10) 家を出てから施設に入るまでに身を寄せたところ



家を出てから利用した施設に入るまでに身を寄せたところについて、「身を寄せたところはない」人(38.0%)が最も多く、4割近くは家を出てから直接施設に入ったことがわかる。

直接施設に入らなかった人では、「実家、親戚宅」(30.2%)に身を寄せた人が多くなっている。「その他」には「自分で借りたアパート等」、「車の中」(各8件)、「警察」(7件)等の回答があった。

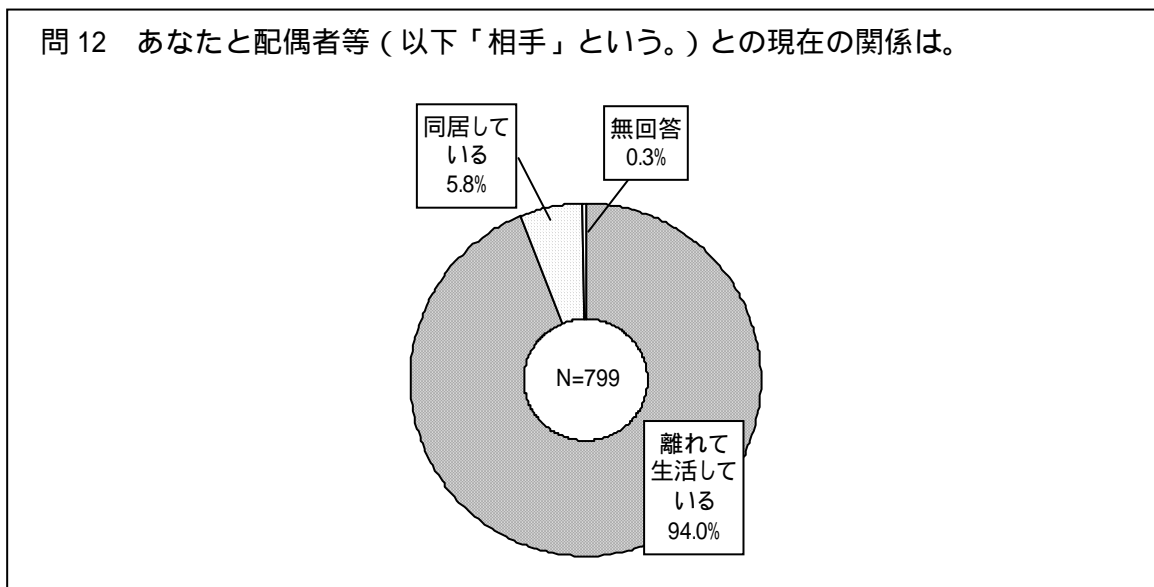
(11) 施設を出た後の状況



施設を出た後について、「母子生活支援施設に入所した」(36.2%)が最も多く、次いで「民間賃貸住宅(民間アパートなど)に入居した」(30.7%)となっている。

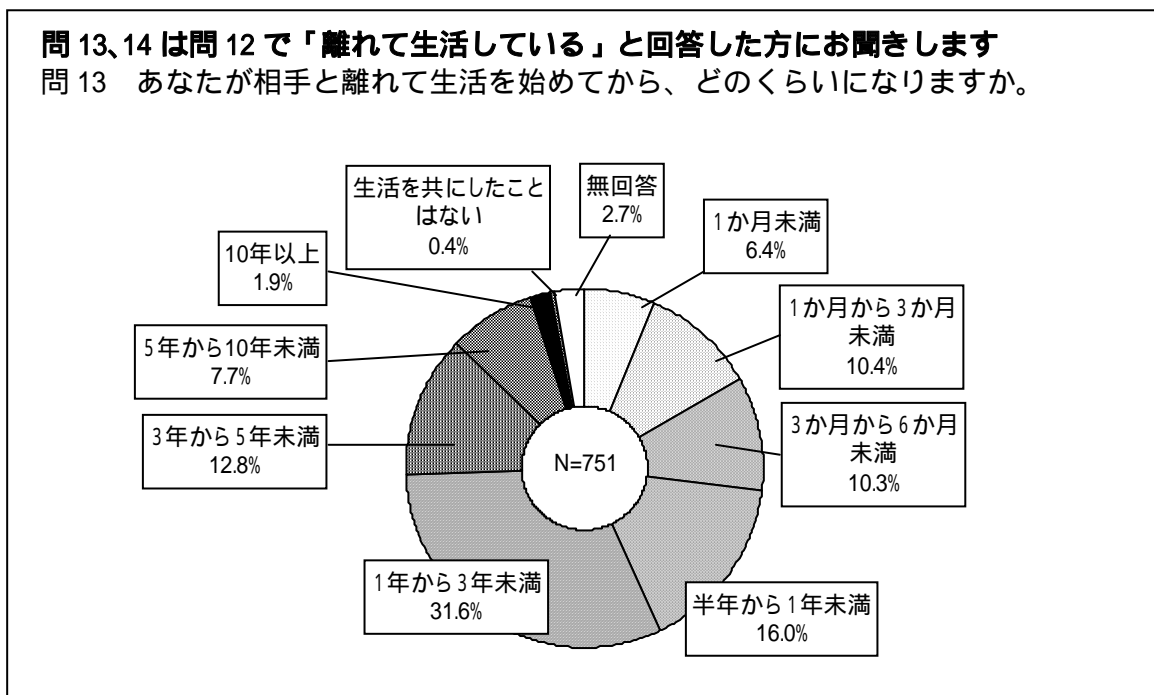
施設を出た後、別の施設(母子生活支援施設、婦人保護施設、民間シェルター(ステップハウスを含む))に入所した割合は44.6%となっている。

(12) 配偶者等との現在の関係



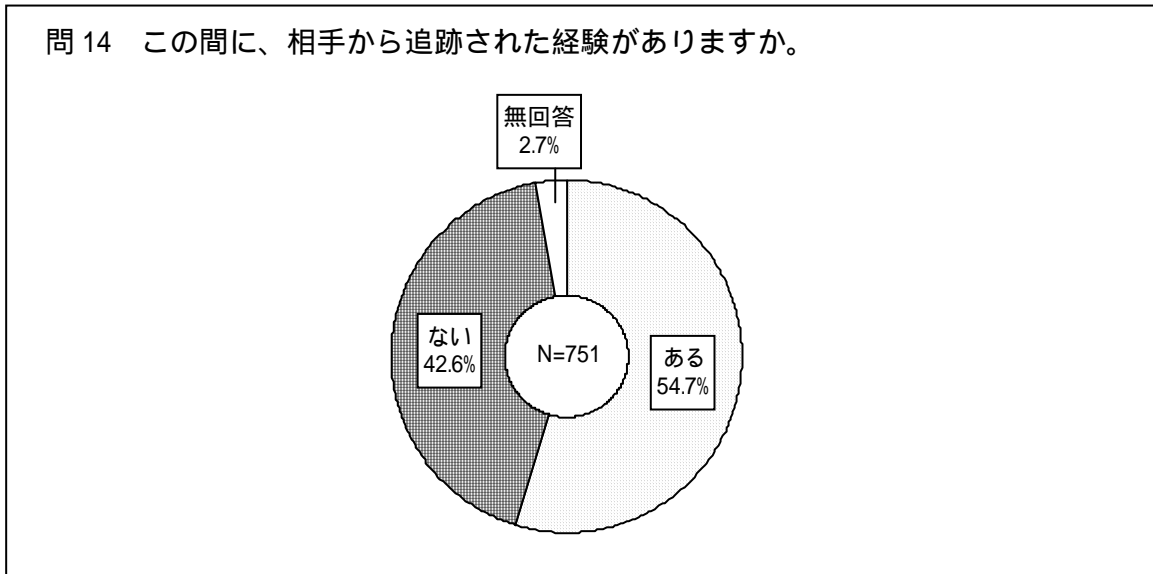
配偶者等との現在の関係は、「離れて生活している」人が 94.0%で、ほとんどの人が現在、配偶者等と離れて生活している。

(13) 離れて生活している期間



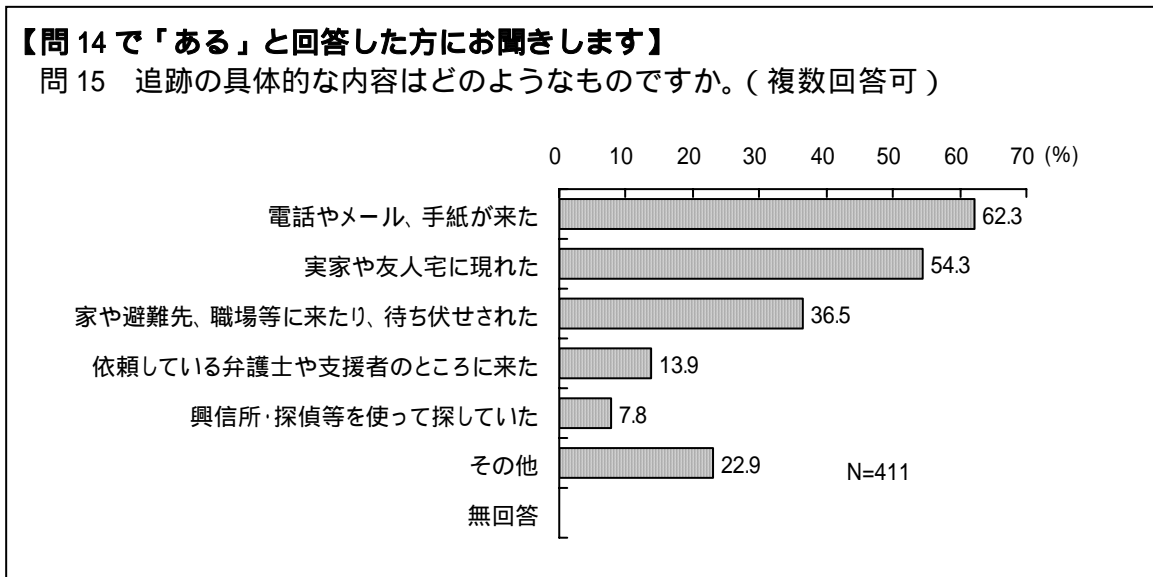
相手と離れて生活を始めてからの期間は、「1年から3年未満」(31.6%)が最も多く、以下「半年から1年未満」(16.0%)、「3年から5年未満」(12.8%)となっている。離れて生活した期間が1年未満の人は、4割強となっている。5年未満の人は約9割となっており、回答者のほとんどが配偶者暴力防止法施行後に相手と離れて生活を始めている。

(14) 追跡された経験の有無



配偶者等と離れて生活を始めてから、相手から追跡された経験が「ある」人は 54.7% で半数以上になっている。

(15) 追跡の具体的な内容



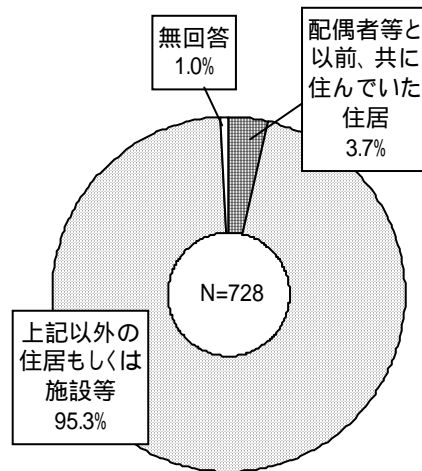
追跡内容は、「電話やメール、手紙が来た」(62.3%) が最も多く、次いで「実家や友人宅に現れた」(54.3%) となっている。その他には、「警察に行った(捜索願を出された)」(12件)等の回答があった。

この質問に対する回答者 1 人当たりの選択数は平均 2.0 項目で、相手からの追跡は様々な方法による場合が多いことがわかる。

(16) 生活している場所

【問 13 で「生活を共にしたことはない」と回答した方以外にお聞きします】

問 16 現在、あなたが生活している場所は次のどちらですか。

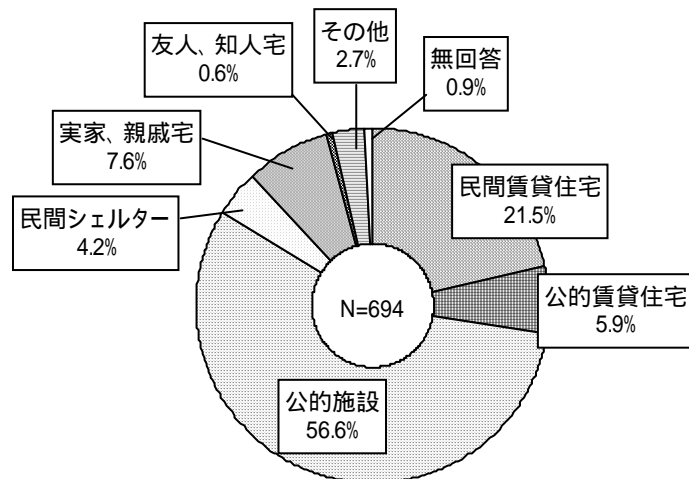


現在、生活している場所は「配偶者等と以前、住んでいた住居以外の住居もしくは施設等」という人が 95.3%となっている。

(17) 住まい

【問 16 で「上記以外の住居もしくは施設等」と回答した方にお聞きします】

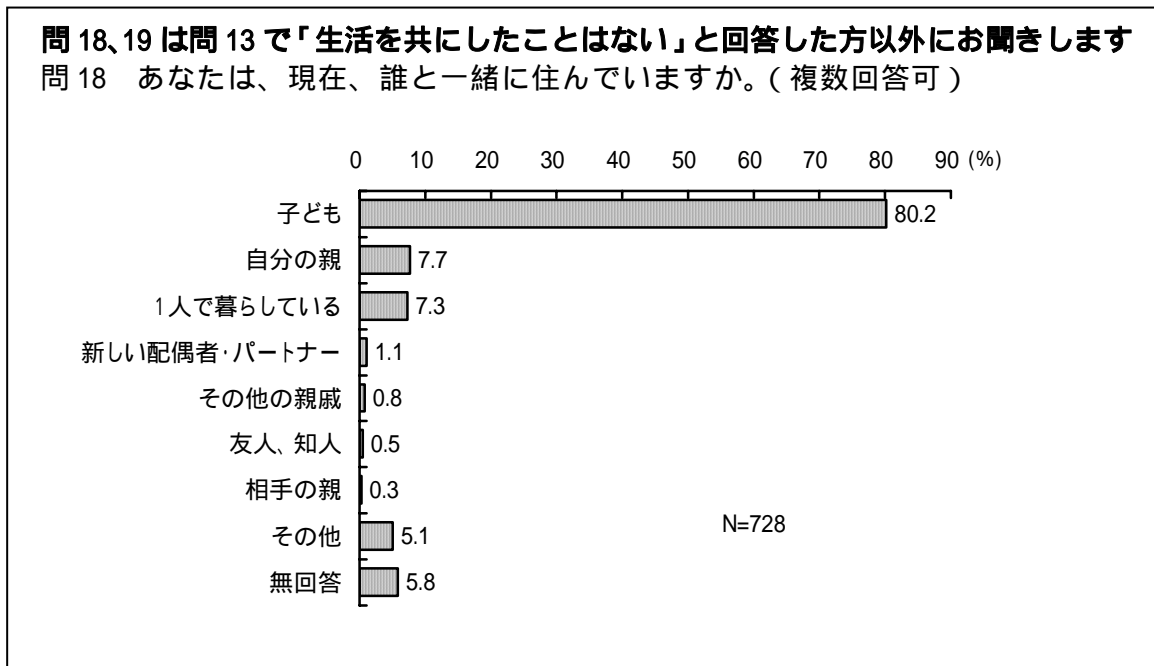
問 17 現在の住まいはどちらですか。



現在の住まいは、「公的施設（婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設など）」の人が 56.6%で最も多く、次いで「民間賃貸住宅（民間アパートなど）」(21.5%)となっている。

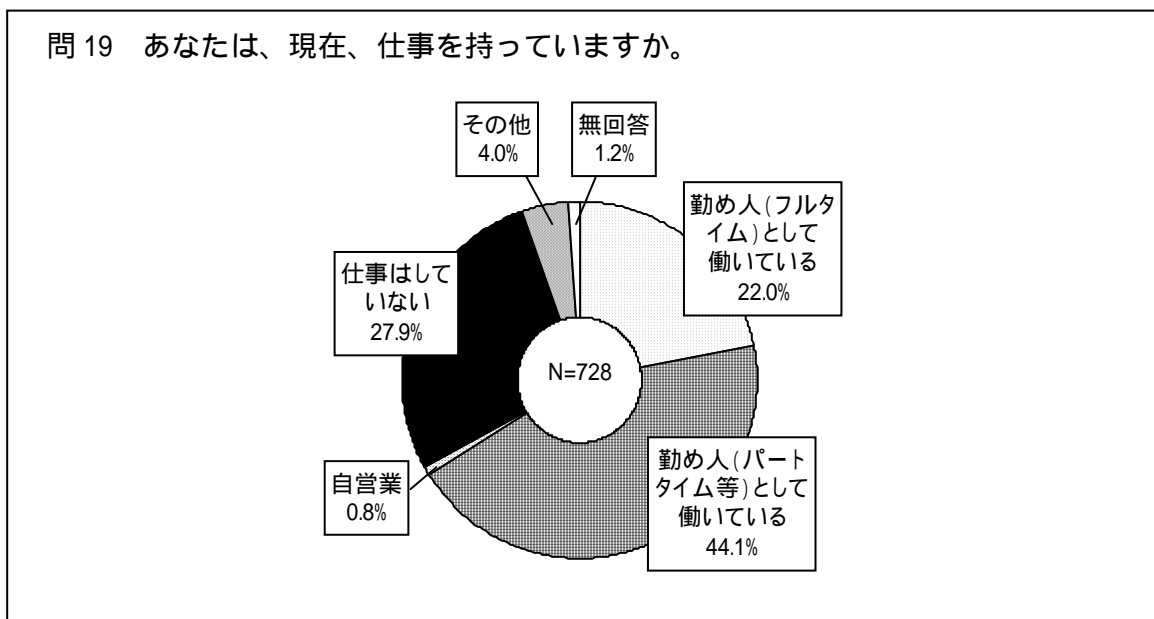
現在、公的施設や民間シェルターに入所している人は、全体の 6 割を占めている。

(18) 同居者



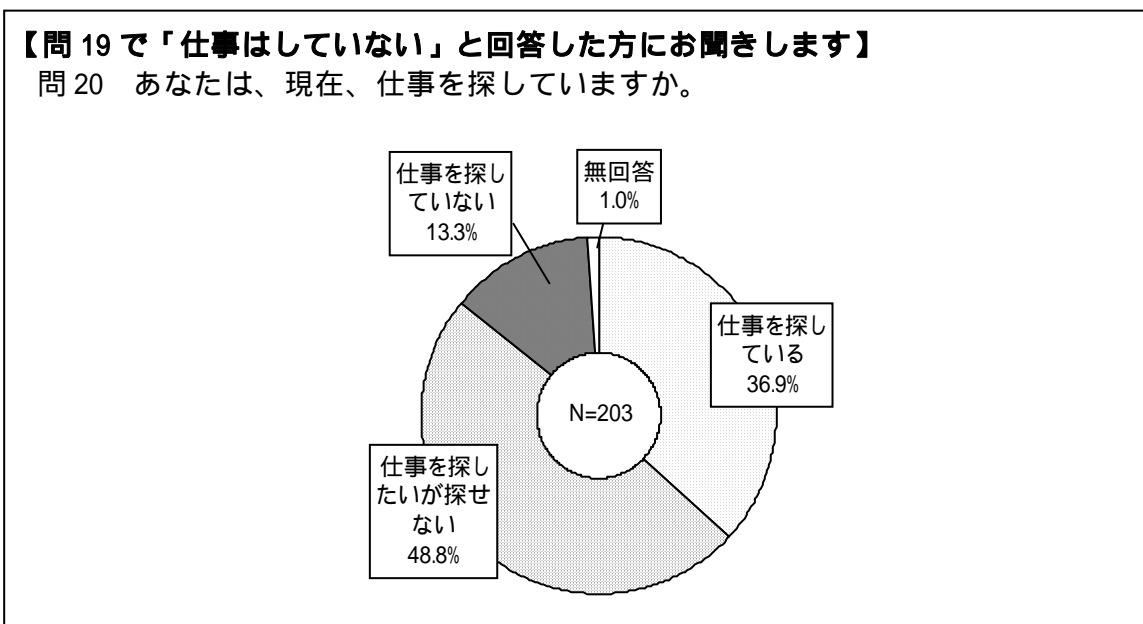
現在、一緒に住んでいる人は「子ども」という人が 80.2%で最も多くなっている。

(19) 就労状況



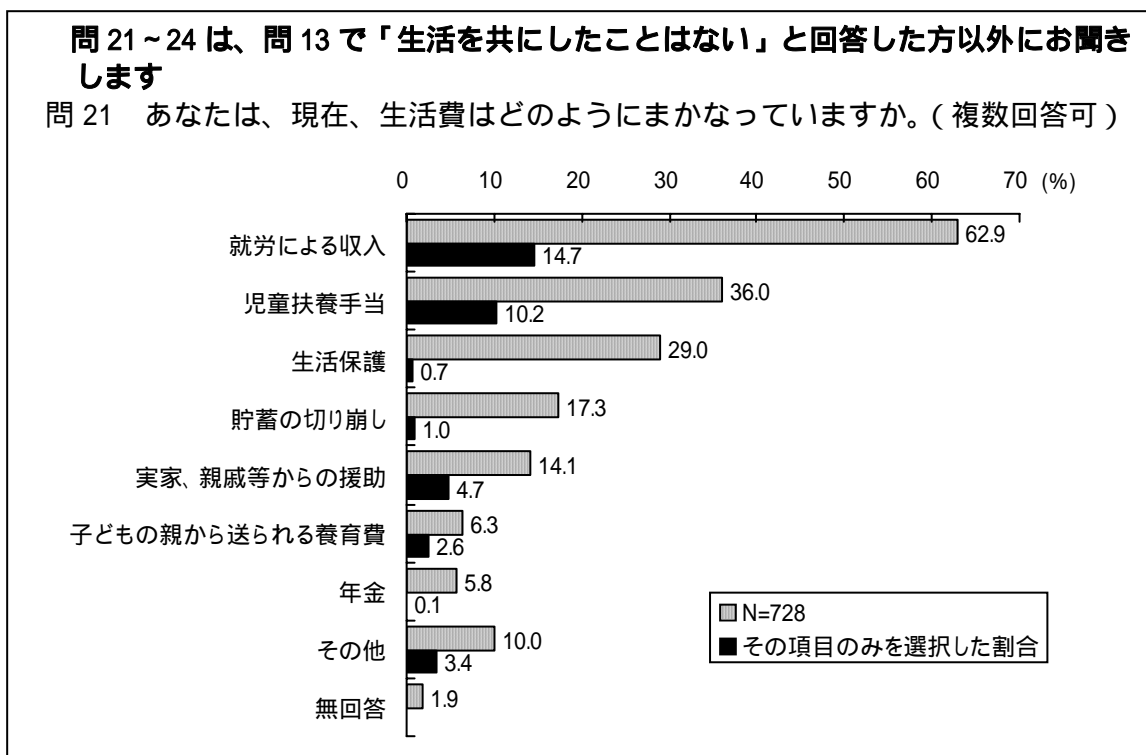
現在の就労状況は、「勤め人(パートタイム等)として働いている」人が 44.1%で最も多くなっている。次いで「勤め人(フルタイム)として働いている」人(22.0%)が多く、「自営業」(0.8%)を合わせた「働いている」人は7割弱となっている。

(20) 求職状況



現在の求職状況は、「仕事を探している」は 36.9%で、「仕事を探したいが探せない（心身の不調や乳幼児がいるなどの理由で）」が 48.8%で約半数となっている。

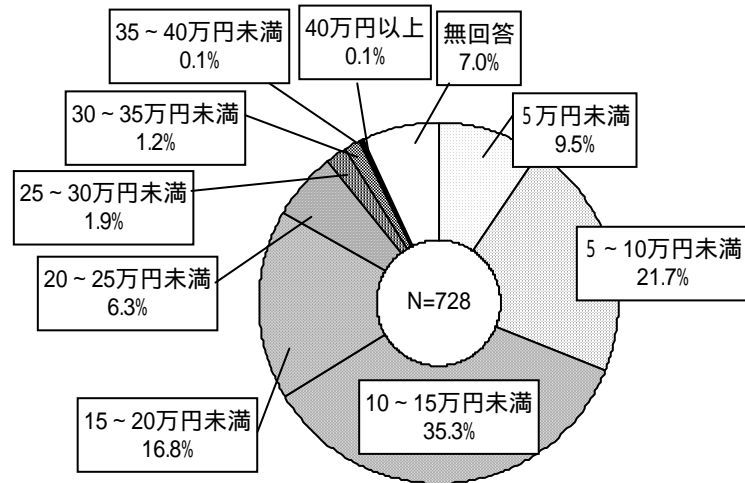
(21) 生活費



現在の生活費は、「就労による収入」とする人が 62.9%で最も多く、以下「児童扶養手当」(36.0%)、「生活保護」(29.0%)となっている。
 生活費を「就労による収入」だけでまかなっている人は 14.7%で、大半の人は「就労による収入」とそれ以外のお金を合わせて、生活費をまかなっている。

(22) 月収

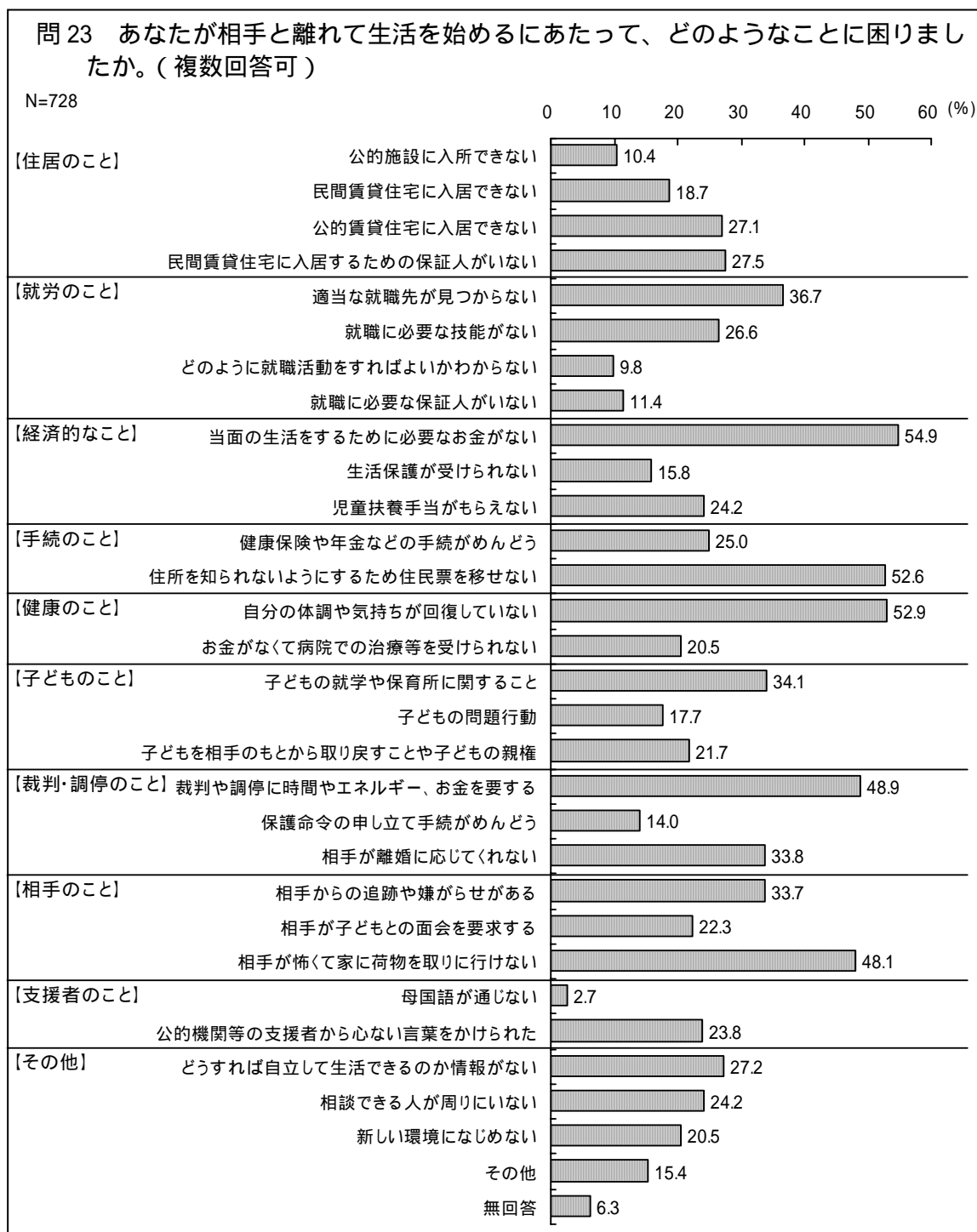
問 22 あなたの現在の収入は月にどのくらいですか。なお、生活保護や児童扶養手当なども収入に含めてください。



1 か月当たりの収入は、「10～15 万円未満」の人が 35.3%で最も多く、以下「5～10 万円未満」(21.7%)、「15～20 万円未満」(16.8%) 等となっている。

回答者の 3 人中 2 人は、1 か月当たりの収入が 15 万円未満となっている。

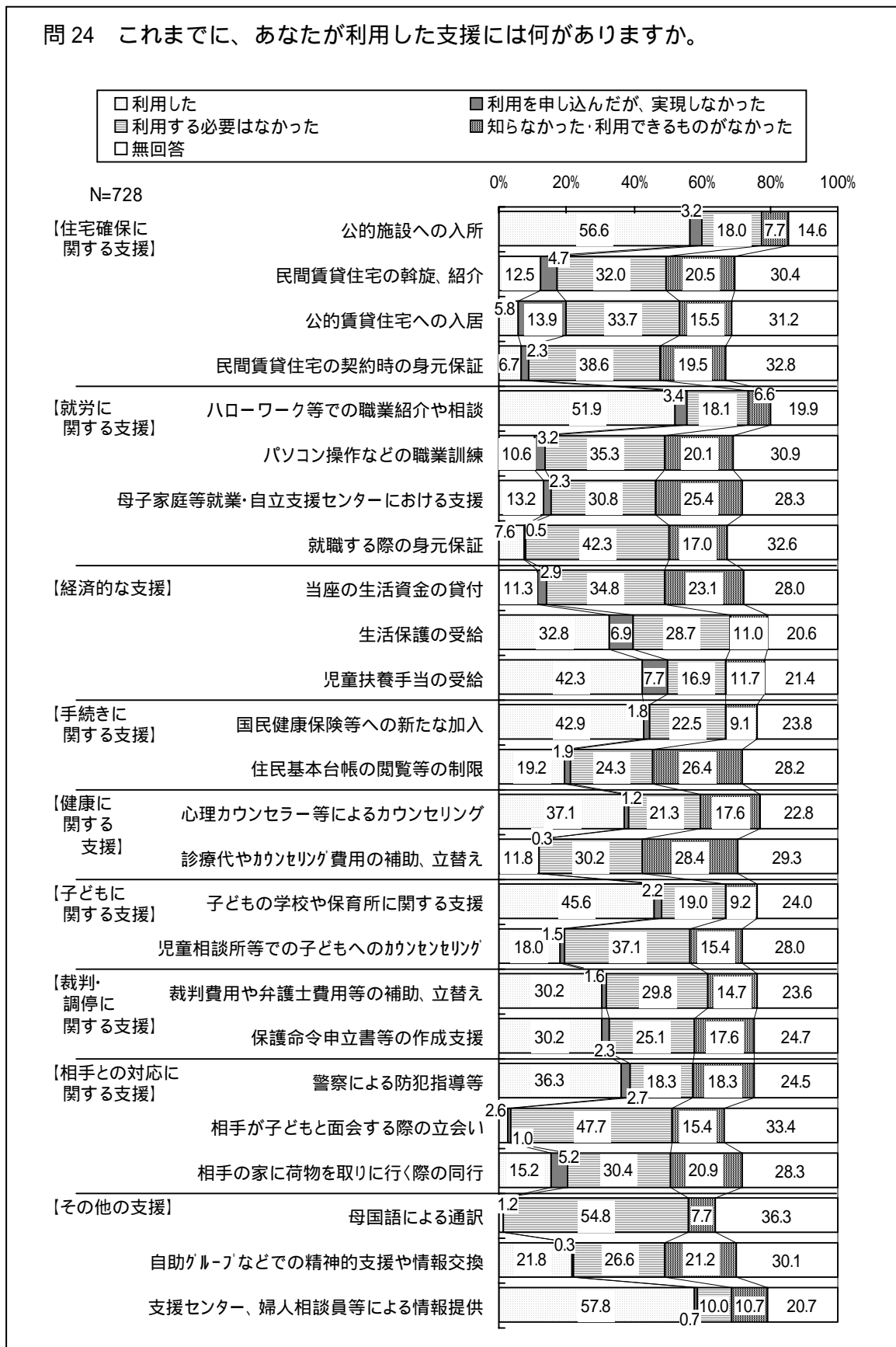
(23) 離れて生活を始めるにあたっての困難



相手と離れて生活を始めるにあたって、困ったことは、「当面の生活をするために必要なお金がないこと」(54.9%)が最も多く、以下「自分の体調や気持ちが回復していないこと」(52.9%)、「住所を知られないようにするため住民票を移せないこと」(52.6%)、「裁判や調停に時間やエネルギー、お金を要すること」(48.9%)、「相手が怖くて家に荷物を取りに行けないこと」(48.1%)、「適当な就職先が見つからないこと」(36.7%)等となっている。

この質問に対する回答者1人当たりの選択数は平均8.0項目で、相手と離れて生活を始めるにあたって複数の困難を抱える人が多い。

(24) 利用した支援



「利用した」人が多い支援は、「配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員等による情報提供や助言」(57.8%)、「公的施設(母子生活支援施設など)への入所」(56.6%)、「ハローワーク等での職業紹介や相談」(51.9%)で半数以上が利用したことがある。以下、「子どもの学校や保育所に関する支援」(45.6%)、「国民健康保険等への新たな加入」(42.9%)、「児童扶養手当の受給」(42.3%)等となっている。

「利用した」「利用を申し込んだが、実現しなかった」の割合を比較すると、ほとんどの支援では「利用を申し込んだが、実現しなかった」割合より「利用した」割合が高くなっているが、「公的賃貸住宅(公営住宅など)への入居」は「利用を申し込んだが、実現しなかった」割合が8.1ポイント高くなっている。「児童扶養手当の受給」、「生活保護の受給」についても、「利用を申し込んだが、実現しなかった」割合がそれぞれ7.7%、6.9%と高くなっている。

「知らなかった・利用できるものがなかった」人が多い支援は、「診療代やカウンセリング費用の補助、立替え」(28.4%)、「住民基本台帳の閲覧等の制限」(26.4%)、「母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援サービス(就業相談や講習会など)」(25.4%)となっている。

(25) 国や地方公共団体からの支援〔自由回答〕

問 25 配偶者等から暴力を受けた被害者が自立して生活していくためには、どのような国や地方公共団体からの支援が必要だと思いますか。ご自由にお書きください。

国や地方公共団体からの支援について、自由記述形式で尋ねたところ、回答の多かった項目は以下の通り。

	必要な支援内容
1	金銭的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・当面の生活費を無利子で貸し付けてほしい ・生活保護を受給しやすくしてほしい(迅速な手続、車所有も認める、期間限定で支給等) ・別居期間が1年未満でも児童扶養手当を支給してほしい ・児童手当は世帯主ではなく子どもを監護している親に支給してほしい ・衣類や寝具等を買揃えるための生活費や引越費用を支援してほしい ・離婚前でも母子家庭と同様に医療費を減免してほしい ・公的な貸付制度は条件を緩和してほしい(保証人等) 等
2	住宅支援 <ul style="list-style-type: none"> ・公的賃貸住宅に入居しやすくしてほしい(特別枠、優先入居等) ・母子生活支援施設やステップハウス等の中間的な施設を増やしてほしい ・民間賃貸住宅の契約時に身元保証をしてほしい ・公的賃貸住宅の申請や入居時の条件を緩和してほしい(保証人、住民票の有無等) ・安全で低家賃な住宅を紹介・斡旋してほしい ・民間賃貸住宅の家賃を補助してほしい 等
3	就職支援 <ul style="list-style-type: none"> ・就労のための技能・資格取得を支援してほしい ・仕事を紹介・斡旋してほしい ・子育て中の女性や母子家庭に理解のある職場を増やしてほしい ・高齢でも雇ってくれる職場を増やしてほしい ・就職活動に際し、子どもを預けることができるようにしてほしい ・就職に際し身元保証をしてほしい 等
4	職務関係者の対応改善 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力について理解を深める研修を行ってほしい ・職務関係者の不適切な言動による二次的被害をなくしてほしい ・職務関係者は秘密の保持を徹底してほしい ・施設・職員によって対応が異なることのないようにしてほしい 等
5	精神的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・心理カウンセリングを無料で行ってほしい ・身近な相談窓口をもっと作ってほしい ・施設退所後も相談に応じてほしい ・自助グループ・サポートグループを増やしてほしい 等

6	子どもに関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへのカウンセリングを行ってほしい ・子どもが病気の時でも預かってほしい（病時保育の充実等） ・保育所の入所について配慮してほしい（離婚前でも片親の収入で保育料を計算、求職中でも入所等） ・避難中でも予防接種や健康診断が簡単に受けられるようにしてほしい 等
7	施設の充実・増設 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間休日にも相談に応じてほしい（仕事をしていると行けない等） ・逃げてきた直後に数日間、安心して休める場所を提供してほしい ・年長の男子と一緒に利用できる保護施設を増やしてほしい ・施設の設備を改善してほしい 等
8	広報啓発の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談できる場所があることを被害者に届くよう広報してほしい ・メディアを活用し、社会の理解を促す広報を行ってほしい ・子どもの頃から配偶者からの暴力の問題について学ぶことができるようにしてほしい（学校教育の中で取り上げる等） 等
9	住民票に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票を原則取得できないようにしてほしい（弁護士からの請求であっても取得できないようにする等） ・住民票にかかる支援措置を速やかに受けられるようにしてほしい 等
10	加害者に対する対策 <ul style="list-style-type: none"> ・加害者に対し二度と繰り返さないための教育を行ってほしい ・加害者を厳正に処罰してほしい 等